刈谷駅周辺エリア官民連携まちなか再生推進支援業務委託　質問及び回答一覧

No.	区分・様式等	質問内容	回　　答
1	実施要領　P5 9　プレゼンテーション及びヒアリング審査 （2）出席者	「説明者は業務担当者2名までとする」とあるが、説明者2名のほか、パソコンの操作補助等のために追加増員は可能か。 また、特定委託共同事業体で参加する場合も、上記人数は同じという認識でよいか。	審査会場の都合上、単体企業又は特定委託共同事業体の別にかかわらず、パソコンの操作補助者等も含め2名以内での出席をお願いします。
2	仕様書　P2 2　エリアプラットフォームの組織形態 （1）全体会	「エリアプラットフォームに関する事務処理は、全体会事務局にて行うものとする」とあるが、ここでいう「全体会事務局」については、今回の受託者が業務として行うものと考えてよいか。 また、事務局が行う業務としては、ほかにどのようなものを指すのか。	受託者、都市再生推進法人及び市を全体会事務局とすることを想定しています。 また、事務局の業務としては、会議等の開催案内、会議資料（各分科会で作成された素案を取りまとめた未来ビジョン（案）を含む。）及び議事録の作成、各分科会との連絡調整等が想定されますが、業務分担については、受託者決定後に市と協議の上決定するものとします。
3	仕様書　P2 2　エリアプラットフォームの組織形態 （2）分科会	「ファシリテーターを中心に、まちづくりの実践部隊として活動していく」とあるが、ファシリテーターについては今回の受託者から就任することは可能か。 また、ファシリテーターと分科会の代表者は、同一人物でもよいか。	受託者がファシリテーターとなることも可能です。 また、代表者を置いている既存のワークショップ等を分科会として移行する可能性もありますが、ファシリテーターが代表者となること自体は差し支えありません。ただし、分科会は本業務委託終了後も継続して活動していく予定であることを考慮の上、代表者を選定したいと考えています。